

「財務応援 Ai 企業会計」「財務応援 Ai 公益・社会福祉会計」 消費税 8% 対応版 (Ver.5.0) のご案内

平素、弊社製品をご愛顧いただき誠にありがとうございます。
標記の件につきましてご案内申し上げます。
保守サービス契約にご加入されているお客様は設定されている
ご提供方法でバージョンアッププログラムをご提供します。まだ
保守サービス契約にご加入でないお客様は、この機会にお申
込をご検討ください。
よろしくご査収のほどお願いいたします。
なお、当内容は、予告なく変更されることがあります。
あらかじめご了承ください。

プログラム提供開始日 (予定)

CD-ROM 発送開始日 : 2014年3月12日(水)

バージョンアップ対象

Ver.3.2 以降

改正内容

消費税法改正の主な内容

●概要

平成 26 年 4 月 1 日から消費税率及び地方消費税率を合計で 5% から 8% に引き上げることとされました。

税区分 / 適用開始日	現行	平成 26 年 4 月 1 日以降
消費税率	4.0%	6.3%
地方消費税率	1.0%	1.7%
合計	5.0%	8.0%

※平成 26 年 4 月以後も旧税率 5% を適用する経過措置が講じられています。

※平成 26 年 4 月 1 日以後終了課税期間分の消費税申告書が変更になります。

消費税法改正によるシステムの対応内容 (予定)

●消費税法改正に伴うシステム対応

①消費税率を入力日付で自動判定

平成 26 年 4 月 1 日以後の伝票日付の伝票入力・仕訳入力では、消費税率の初期値を 8% にします。経過措置により平成 26 年 4 月 1 日以後に 5% を適用する場合は、消費税率欄で税率を変更することができます。

②既存伝票辞書税率 5→8% 変換ツール対応

財務共通処理に登録済みの伝票辞書の消費税率を 5%→8% に変更するツールを用意します。

③消費税計算書・付表対応

期末年月日が平成 26 年 4 月 1 日以後の会社 (会計データ) では、改正に対応した消費税計算書・付表を出力します。

④消費税顧問 8% 消費税対応版 (2014 年 4 月リリース予定) への連動対応

消費税顧問 8% 消費税対応版 (Ver.H26.1) に連動するファイル出力に対応します。

既存バージョンでのデータ登録について

以前のバージョンで登録した伝票データ等は、Ver.5.0 にバージョンアップしても税率や金額等はそのまま引き継がれます。伝票日付等で判定して、消費税率や消費税額などを自動補正することはいりません。

その他のシステムの対応内容（予定）

【システム共通】

- ・ 税抜仕訳時、自動作成伝票が作成されない場合があるという現象に対応します。

【企業会計】

- ・ 極めて少ない金額を多数の部門に配賦すると実績配賦結果が不正になるという現象に対応します。

【公益・社会福社会計】

- ・ 特定収入割合、調整割合の計算に使用する消費税区分「390 国外不課税売上等」を追加します。
- ・ 新社会福祉法人会計データの事業活動明細書で印刷出力と EXCEL 出力で計算結果が異なる場合があるという現象に対応します。

⚠ データの互換性について

- ・ 連動可能な財務応援 A i オプションのバージョンは以下のとおりです。
財務応援 A i 支払管理/手形管理/入金管理 Ver.1.51

タビスランドの改版情報： <http://www.tabisland.ne.jp/support/PlInfo.nsf/OenList3/E000361>



保守サービス契約には以下の**特典**があります。
まだご加入いただいていないお客様は、ぜひご加入をご検討ください。

ポイント1

安心電話サポート

システムの操作に関する不明点をお問い合わせいただけます。

ポイント2

法改正・機能アップ製品の無償提供

法改正・機能アップ等に伴うバージョンアップ版を無償でご提供いただけます。

ポイント3

原本ディスクの破損交換サービス

原本ディスクが破損してしまった場合、無償で交換いたします。（年間1回まで）

お問い合わせ先



北海道オフィス・マシン株式会社 TEL 011-632-5005

弊社営業担当 または インストラクターまでご連絡ください